

千葉市条例第 号

千葉市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民等が、互いに思いやりを持ち、基本的人権を尊重しつつ、インターネットの恩恵を享受できる、安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 誹謗中傷等 インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害、不当な差別的言動（人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、性自認等の共通の属性を理由とする侮辱、嫌がらせ等の言動又は当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、若しくは誘発すると判断できる言動をいう。）等による当者の権利を侵害する情報（以下この号において「侵害情報」という。）、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが当事者に著しい心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信し、又は拡散することをいう。
- (2) 被害者 誹謗中傷等により平穏な日常生活、経済活動等を害された者をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動する者をいう。
- (4) 行為者 誹謗中傷等を行った者をいう。
- (5) インターネットリテラシー インターネットの利便性及び危険性

並びに基本的なルール及びマナーを理解し、インターネット上の情報を正しく取捨選択し、インターネット上で情報を適正に発信し、並びにインターネット上のトラブルを回避して、インターネットを正しく活用する能力をいう。

(基本理念)

第3条 インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者の支援は、プライバシー権等の基本的人権に対する市民等及び事業者の理解を深め、互いに尊重し合う社会を実現することを旨とするものとし、表現の自由その他日本国憲法の保障する自由及び権利を侵害するものであってはならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、被害者及び行為者を発生させないための施策並びに被害者を支援するための施策を実施するものとする。

2 市は、インターネットをめぐる社会状況の変化等を勘案して、前項の施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、自らが行為者とならないよう、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その従業員等に対しインターネットリテラシーの向上に資する研修を実施するよう努めるとともに、市が実施する第4条第1項の施策に協力するよう努めるものとする。

(連携協力)

第7条 市は、第4条第1項の施策を円滑に実施するため、国、千葉県、支援団体その他の関係機関と連携を図るものとする。

(インターネットリテラシーの向上)

第8条 市は、市民等及び事業者のインターネットリテラシーの向上に

資する研修会、講演会等の開催、教材等の情報提供その他の必要な施策を実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民等の年齢、立場等に応じて取り組むものとする。

3 市は、児童生徒に対する第1項の施策を実施するに当たっては、学校と連携するとともに、保護者の理解を得ながら取り組むよう努めるものとする。

（相談支援体制の整備）

第9条 市は、誹謗中傷等に関する相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言並びに専門的知識を有する者の紹介を行うための相談支援体制を整備するものとする。

2 市は、前項の相談支援体制の整備に当たっては、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

3 市は、第1項の相談のほか、インターネット上で自ら発信し、又は拡散した情報に関して不安を抱える者からの相談を受けるものとする。

（人材の育成）

第10条 市は、相談支援体制の整備を図るため、相談支援に従事する者その他相談支援に関係する者に対し、相談支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずることにより、人材の育成を行うものとする。

2 前項の人材の育成は、この条例の目的及び基本理念についての理解を深めることを基本として行うものとする。

（広報及び啓発）

第11条 市は、誹謗中傷等の問題に関する市民等及び事業者の理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他必要な施策を実施するものとする。

（推進体制の整備）

第12条 市は、誹謗中傷等の防止及び被害者の支援に関する施策を推進するため、当該施策を総合的かつ計画的に実施する体制の整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

〜〜

議 案 説 明

インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民等が、互いに思いやりを持ち、基本的人権を尊重しつつ、インターネットの恩恵を享受できる、安全で安心な地域社会の実現に寄与するため、条例を制定しようとするものであります。